

# 松前っ子おむつ券を 交付します

令和6年4月1日以降に

生まれた第1子が対象だよ!



×50枚

合計

5万円分

※ 第2子以降のお子さんには、引き続き「愛顔っ子応援券」(愛媛県との連携事業)を交付します。

## 1 利用の流れ

1 出生届を出した後、  
出生届出済証明がされた母子手帳と来庁者(父又は母)の本人確認書類を持って、子育て支援課へ行く。



2 交付される「松前っ子おむつ券」の表紙に必要事項を記入する。

松前っ子おむつ券		№.1000
保護者氏名		生年月日
対象児氏名		
住 所	伊予郡松前町大字	
有効期限	令和6年3月31日	



3 町内の登録店舗(下記参照)で紙おむつ製品を購入する際に、「松前っ子おむつ券」を提示する。  
※おむつ券は冊子から切り離すと無効になります。  
※表紙に記載の有効期限内に使用してください。



## 2 登録店舗

※ 50音順

店舗名	住所
アカチャンホンポエミフルMASAKI店	筒井850番地
くすりのレディ松前店	筒井850番地
くすりのレディ松前筒井店	筒井361番地2
DCM松前店	筒井850番地
ディスカウントドラッグコスモス松前店	南黒田415番地1
ドラッグセイムス松前筒井店	筒井443番地1
フジグランエミフルMASAKI	筒井850番地
フジ松前店	筒井448番地1

松前っ子おむつ券は町内の登録店舗でしか使えないから注意してね!対象製品に指定はないよ。

利用上の注意は、おむつ券表紙の裏面参照

